

米沢市置賜定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

平成30年7月5日
告示第163号

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、置賜定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）の策定又は変更に当たり、関係者の意見を幅広く反映させるため、置賜定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者
- (2) 定住自立圏形成協定を締結した市町の住民の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、懇談会の会議を招集し、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 懇談会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席若しくは資料の提出又は関係者から意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、企画調整部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。